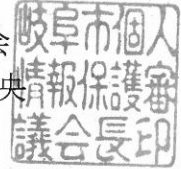


答 申 第 185 号
平成 28 年 6 月 20 日

岐阜市長 細江 茂光 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 萩原 聡 氏



個人情報の取得について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第6条第2項第7号の規定に基づき、平成28年6月14日付け岐阜市福福第86号-1で依頼のありました下記事案について、下記のとおり答申します。

記

1 個人情報の取得について

(1) 事案の概要

本市では、平成27年度より後期高齢者医療被保険者（以下「被保険者」という。）を対象に「ぎふ・さわやか口腔健診」（以下「口腔健診」という。）を実施している。

口腔健診は、歯科医師が被保険者の歯及び歯肉の状態、口腔清掃状態等のチェックを行い、口腔機能低下、肺炎等の疾病を予防することで、被保険者の健康増進を図るものであるが、被保険者が歯科医院等に通院して受けなければならないため、寝たきり等の要介護度の高い被保険者は、口腔健診を受けることが困難であった。

そこで、要介護度の高い被保険者でも口腔健診を受けられるようにするため、平成28年度より国がモデル事業として実施している在宅の要介護者等への訪問歯科健診（以下「訪問健診」という。）を、本市でも実施することとなった。

訪問健診は、被保険者のうち、本市に住所を有する要介護3から5までの介護保険被保険者（住所地の特例を適用されている者を除く。以下「要介護高齢者」という。）を対象とするが、医療保険で歯科医院等を受診している要介護高齢者並びに介護保険の口腔サービス及び施設サービスを受けている要介護高齢者は、訪問健診の対象者から除外する必要がある。

については、本市は、要介護高齢者の後期高齢者医療保険における歯科の受診に関する情報を保有していないため、後期高齢者医療保険の保険者である岐阜県後期高齢者医療広域連合から当該情報を取得する。

(2) 取得する個人情報

歯科を受診している被保険者のレセプト情報

2 意見

適当なものと認める。

次年度以降においても、今回諮問した内容と前提が全く同じならば、当審議会に諮らずに個人情報を取得することを適当なものと認める。